

## 自立支援教育訓練給付金について

母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんが、就職やキャリアアップのために、あらかじめ佐野市で指定した「教育訓練給付講座」を受講し、修了した場合に、受講に要した経費の一部が支給となる事業です。なお、原則として、すでに他の国家資格等をお持ちの方は対象外となります。

### <要件>

- ・佐野市内に住民登録のあるひとり親家庭の母または父で、現に20歳未満の児童を扶養している方



- ・能力開発の意欲と講座受講の必要性

修業相談を通じて、仕事に必要な資格取得や能力開発への意欲が認められること。また、職業経験、基礎知識、取得資格等から、希望する講座を受講することで、経済的自立が効果的に図られると認められること。

\*申請には事前相談が必要となります。受講内容や受講期間、受講料等がわかるもの（パンフレットやチラシ等）を用意し、受講開始前（おおよそ1か月前）までにこども家庭センターまでお問い合わせいただき、事前相談にお越しください。

### <対象者>

- ① 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている方  
\*講座修業中に子が20歳に到達した場合も、受講終了までは対象者とします。  
（事前相談時にこども家庭センターで作成します）
- ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練の受講が適職に就くために必要と認められる方で、資格取得が見込まれる方
- ③ 過去にこの訓練給付金を受給したことがない方
- ④ 既に取得している国家資格がないこと



### <対象となる講座>

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座

※これらの講座は、厚生労働省ホームページで検索できます。

※厚生労働省「自立支援教育訓練給付金事業実施要綱」より一部抜粋



## ○○○申請から給付までの流れ○○○

### 1 事前相談票の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金事前相談票
------	------------------

### 2 講座指定申請書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書
添付書類	申請者及び児童の戸籍謄本
	世帯全員の住民票
	対象講座のチラシ（受講料・日程等が分かるもの）
その他	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※ 1・2を行わず受講を開始した場合は、給付金の支給はできません。なお、講座の申込は、佐野市から「講座の指定通知」を受けてからになります。

※ 講座の期間に変更があった場合 → 変更申請書の提出が必要です。

提出書類	自立支援教育訓練給付金対象講座指定訓練期間変更申請書
------	----------------------------

※ 受給資格を失った場合 → 資格喪失届の提出が必要です

提出書類	自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届
------	--------------------

### 3 支給申請書の提出（講座修了後1か月以内に提出）

提出書類	自立支援教育訓練給付金支給申請書
添付書類	修了証明書の写し
	受講料の領収書の写し
	振込先口座の通帳の写し
	【該当者のみ】事業主等から支給された補助金等の額を示した通知
	【該当者のみ】教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書
その他	本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

\* 支給申請は受講修了日から1か月以内に行ってください（期限を過ぎますと支給できません）。

### 4 請求書の提出

提出書類	自立支援教育訓練給付金請求書
------	----------------

### <支給までの流れ>



### <事業主等から補助金等が支給される場合>

事業主等から教育訓練に対する補助金等が支給される場合は、教育訓練経費の60%（上限20万円）からその補助金等を差し引いた額を支給します。※事業主等から支給された補助金等の額を示した通知を提出してください。

### <ハローワークから一般教育訓練給付金を受給できる場合>

教育訓練経費の60%（上限20万円）から一般教育訓練給付金の額（受講料の20%（上限10万円））を差し引いた額を支給します。※ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」の写しを提出してください。

### <給付金の計算式>

①事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\% (\text{上限 } 20 \text{ 万円})$$

②事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：なし

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\% (\text{上限 } 20 \text{ 万円}) - \text{事業主等からの補助金}$$

③事業主等からの補助金等：なし 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = \text{教育訓練経費} \times 60\% (\text{上限 } 20 \text{ 万円}) - \text{一般給付金}$$

④事業主等からの補助金等：あり 一般教育訓練給付金：あり

$$\text{給付金} = (\text{教育訓練経費} \times 60\% (\text{上限 } 20 \text{ 万円}) - \text{事業主等からの補助金}) - \text{一般給付金}$$

※給付金は上限20万円。ただし、その額が1万2千円を超えないときは支給しません。

🌸 お問い合わせ 🌸

佐野市こども家庭センター ☎ 85-7317